

大阪市告示第1643号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月28日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年12月1日（月）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年12月15日（月）	
	令和7年12月22日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年12月2日（火）から 同月5日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年12月6日（土）	午前9時から 午後8時30分まで
	令和7年12月7日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年12月9日（火）から 同月12日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年12月13日（土）	午前9時から 午後8時30分まで
	令和7年12月14日（日）	午前9時から 午後7時30分まで

	令和 7 年12月16日（火）から 同月19日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
	令和 7 年12月20日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
	令和 7 年12月21日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
	令和 7 年12月23日（火）から 同月26日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
	令和 7 年12月27日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）